# 飼料穀物備蓄·流通合理化事業費補助金交付等要綱

制 定 令和4年4月1日付け3畜産第1631号 最終改正 令和6年〇月〇日付け5畜産第〇〇〇号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

(趣旨)

第1 我が国における配合飼料原料の大宗は、海外からの輸入に依存しており、輸出 国の凶作等による国際供給力の激変、港湾ストライキ、国内における災害等不測 の事態が発生した場合には、配合飼料製造業者及びその組織する団体並びに農業 協同組合連合会(以下「配合飼料製造業者等」という。)が通常保有する在庫の 取崩しのみによってその安定供給の確保を図ることは困難である。

また、不測の事態により、配合飼料の製造・供給が困難となった地域が生じた場合には、代替工場からの生産・供給を速やかに行う必要があるほか、これに備え、平時より配合飼料製造業者等における事業継続のための計画の策定、関係者間の連携の強化等を推進する必要がある。

さらに、近年のトラックドライバーの不足や環境負荷軽減への社会的要請等を背景として、国内における飼料の流通について合理化を進めるとともに、飼料生産基盤の乏しい地域等での国産粗飼料の安定的な確保を図ることにより、畜産農家への飼料の安定供給を図ることが求められている。

このため、本事業により配合飼料製造業者等が不測の事態に備えて策定する事業継続計画に基づく飼料穀物の備蓄、配合飼料の緊急運搬対策、関係者間の連携体制の強化に加え、飼料流通の効率化、県域を超えた国産粗飼料の広域流通等の取組を支援することにより、流通飼料等の安定供給を確保し、畜産経営の安定に資するものとする。

(通則)

第2 飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、最近の飼料穀物の国際需給の動向への対処、国内における飼料流通 の合理化、県域を超えた国産粗飼料の広域流通等を進めることにより、流通飼料 等の安定的な供給を確保することを目的とする。

(定義)

第4 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。

- (1) 「飼料穀物」とは、輸入に係る飼料用とうもろこし、こうりゃん、飼料用大 麦、飼料用小麦、ふすま及び大豆油かすとする。
- (2) 「配合飼料」とは、「配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱」(昭和50年2月13日50畜B第303号農林事務次官依命通知)第2の(1)に規定する「配合飼料価格安定基金」が行う「配合飼料価格差補てん契約」の対象となる配合飼料及び「飼料の公定規格」(昭和51年7月24日農水省告示第756号)2の混合飼料とする。

### (事業の内容等)

- 第5 本事業において実施する事業は、次の各号に掲げるものとし、事業の内容及び 補助事業者については、別表のとおりとする。また、本事業に係る細目及び具体 的な手続等は農林水産省畜産局長(以下「畜産局長」という。)が別に定めるも のとする。
  - (1) 飼料穀物備蓄対策
    - ア 飼料穀物備蓄支援事業
    - イ 配合飼料緊急運搬事業
    - ウ配合飼料安定供給連携支援事業
  - (2) 飼料流通合理化対策
    - ア 飼料輸送効率化等支援事業
    - イ 粗飼料広域流通体制確立事業

### (事業の実施)

- 第6 補助金の交付を受けようとする者は、畜産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、第9第1項の規定による交付申請書に添付するものとする。
  - 2 第5第2号の補助事業者は、第5第2号に掲げる事業ごとに畜産局長が別に定めるところにより、事業実施計画における目標年度及び成果目標の設定、当該成果目標の達成状況の評価等、適切な事業評価を行うものとする。

#### (交付の対象及び補助率)

- 第7 農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、補助事業者が行う飼料穀物備蓄・ 流通合理化事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のう ち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」とい う。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。
  - 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。
  - 3 国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要綱及 び畜産局長が別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

### (流用の禁止)

- 第8 次に掲げる事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。 ただし、別表の区分の欄に掲げる1の(1)及び(2)の事業における経費については、この限りではない。
  - (1) 別表の区分の欄に掲げる1及び2の事業
  - (2) 別表の区分の欄に掲げる1の(1)、(2) 及び(3) の事業

(3) 別表の区分の欄に掲げる2の(1) 及び(2) の事業

#### (申請手続)

- 第9 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。
  - 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない 場合は、この限りでない。

## (交付申請書の提出期限)

第10 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、畜産局長が別に 通知する日までとする。

#### (交付決定の通知)

- 第11 大臣は、第9第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、 補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に 対しその旨を通知するものとする。
  - 2 第9第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定 による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

### (申請の取下げ)

第12 補助事業者は、第9第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、 第11第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその 旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

#### (契約等)

- 第13 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、大臣にあらかじめ届け出なければならない。
  - 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
  - 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

### (債権譲渡等の禁止)

第14 補助事業者は、第11第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及 び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させ てはならない。

### (計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第15 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
  - (1)補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
  - (2)補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除く。
  - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
  - 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて大臣の承認を受けることができる。
  - 3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更 し、又は条件を付することができる。

### (軽微な変更)

第16 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げるもの以外のものとする。

#### (事業遅延の届出)

- 第17 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
  - 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項 を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることがで きる。

#### (状況報告)

第18 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第5号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月 31 日までに大臣に提出しなければならない。

ただし、第5第1号の事業を実施する補助事業者については、補助金の交付決定に係る年度の各四半期(第4四半期を除く。)の末日現在において、別記様式第5号による事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の規定について、別記様式第6号による概算払請求書を提出した場合は、 これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 3 前2項の規定による報告のほか、大臣は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について

報告を求めることができる。

### (概算払)

第19 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を大臣及び農林水産省大臣官房予算課経理調査官に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 58 条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

#### (実績報告)

- 第20 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第15第1項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。また、併せて畜産局長が別に定めるところにより、事業実施結果報告書等を作成し、添付するものとする。
  - 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したとき は、翌年度の4月30日までに別記様式第8号による年度終了実績報告書を作成し、 大臣に提出しなければならない。
  - 3 第9第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実 績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らか である場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - 4 第9第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

- 第21 大臣は、第20第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類 の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交 付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助 金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
  - 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にそ の額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を 命ずるものとする。
  - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内 に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年

利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (額の再確定)

- 第22 補助事業者は、第21第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第20第1項の規定に準じて提出するものとする。
  - 2 大臣は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 21 第 1 項の 規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
  - 3 第21第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

## (交付決定の取消等)

- 第23 大臣は、第15第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第11第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
  - (1)補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若 しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3)補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な 行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る 部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又 は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、 前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日まで の期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて 命ずるものとする。
  - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第21第 3項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

- 第24 補助事業者は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における 対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」 という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をも って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなら ない。
  - 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、 その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

- 第25 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な 器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具 とする。
  - 2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 5 号の大臣が定める財産は、飼料貯蔵タンクとする。
  - 3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定 する期間(以下「処分制限期間」という。)とする。
  - 4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
  - 5 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が第9第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第11第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣の承認を受けたものとみなす。
  - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に 補助率を乗じた金額を納付すること
  - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
  - 6 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分 により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

### (残存物件の処理)

第26 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

### (補助金の経理)

- 第27 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業 の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
  - 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証 拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度か ら起算して5年間整備保管しなければならない。
  - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項 に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備 保管しなければならない。
  - 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳の うち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録による ことができる。

### (他の施策等との関連)

- 第28 本事業の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。
  - (1) 重複助成の禁止

補助事業者は本事業の助成対象経費について、国又は独立行政法人が助成する他の事業による助成を同一年度に受けることができないものとする。

(2) 配合飼料価格安定制度への継続加入

本事業のうち第5第2号の事業において配合飼料を購入している者(以下「畜産経営者」という。)が受益者となる取組の場合には、畜産経営者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱(昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知)に定める配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下「契約」という。)の締結を継続するものとする。

ただし、前段について、事業実施年度の前年度に契約を締結していない畜産経営者、自給飼料への転換等により配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある畜産経営者、不特定の者が受益する取組を行う畜産経営者については、その限りではない。

(指導等)

第29 大臣は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を 求め、又は指導を行うことができる。

(委任)

第30 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、畜産局長が別に定めるものとする。

附 則(令和4年4月1日付け3畜産第1631号)

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、飼料穀物備蓄対策事業費補助金交付要綱(平成28年4月 1日付け27生畜第1989号農林水産事務次官依命通知)及び飼料穀物備蓄対策事 業実施要綱(平成28年4月1日付け27生畜第1984号農林水産事務次官依命通知) は廃止する。
- 3 この通知による廃止前の飼料穀物備蓄対策事業費補助金交付要綱及び飼料穀物備 蓄対策事業実施要綱の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則(令和4年5月16日付け4畜産第45号)

- 1 この改正は、令和4年5月16日から施行する。
- 2 1による改正前の飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金交付等要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月30日付け4畜産第2311号)

- 1 この改正は、令和5年3月30日から施行する。
- 2 1による改正前の本要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則(令和6年○月○日付け5畜産第○○○号)

- 1 この改正は、令和6年○月○日から施行する。
- 2 1による改正前の本要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表 (第5、第7、第8及び第16関係)

区	事業の	経費	補助率	補助事業者	重要な変更
分	内容	<b>心</b> 上 貝	冊切干	価奶事業有	事業の内容の変更
1.飼料穀物備蓄対質	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
策2.飼料流通合理化対策	ア 飼料輸送効率化等支援事業	(1) 飼料輸送効率化 等支援事業費 ア 実証計画の策 定や取組成果の 波及のための検 討会開催に要す る経費 イ 飼料輸送の効率 化・標準化に資 する実証に要す る経費	定額 1/2以内	する者 ① 協議会	事業の新設又は廃止 補助事業者の組織の 改編に伴う名称等の 変更 総事業費の30%を 超える増及び国庫補 助金の増
	業才 粗飼料広域流通体制確立事業	(2)粗飼料広域流通体制確立事業費ア実証計画の策定や取組成果の設定を開催に要する経費イが適所に要する経費イが適所に要する経費を広域流通の実証に要する経費	定額 1/2 以内	いずれかに該当する 者 ① 農業協同組合又	助金の 30%を超え る減 事業の成果目標の変 更(2の(1)の経

		1		1
			財団法人	
			⑤ 農事組合法人	
			(農業協同組合法	
			(昭和22年法律	
			第132号) に定め	
			1 2	
			る農業組合法人を	
			いう。)	
			⑥ 株式会社又は持	
			分会社であって、	
			農業(畜産を含	
			む。)を主たる事	
			業として営むもの	
			(以下の(ア)又	
			は (イ) に該当す	
			るものを除く。	
			(ア)資本の額又は	
			出資の総額が3億	
			円を超え、かつ常	
			時使用する従業員	
			数が 300 人を超え	
			るもの	
			(イ)総株主又は総	
			出資者の議決権	
			(株主総会におい	
			て決議することが	
			できる事項の全部	
			につき議決権を行	
			使することができ	
			ない株式について	
			の議決権を除き、	
			会社法第 879 条第	
			3項の規定による	
			議決権を有すると	
			<b>みなされる株式に</b>	
			ついての議決権を	
			含む。) の 2 分の	
			1以上が(ア)に	
			掲げるもの(③に	
			該当するものを除	
			く。)の所有に属	
			しているもの	
			⑦ 協議会	
			(畜産局長が別に定	
			める要件を満たす	
			Waytramics	
			800)	
(注)	補助	事業者は、別表に掲げる	要件に加え、法人等(法人及び団体	本をいう。) の役員等

(注)補助事業者は、別表に掲げる要件に加え、法人等(法人及び団体をいう。)の役員等(法人である場合はその役員又は営業所(常時契約をする事務所をいう。)の代表者、団体である場合はその代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないことを満たさなければならない。

# 別記様式第1号(第9関係)

年度飼料穀物備蓄·流通合理化事業費補助金交付申請書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地 団体名 代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、飼料穀物備蓄・流通合理化 事業費補助金交付等要綱第9の規定に基づき、 円の交付を申請する。

記

- (注) 該当する項目についてのみ作成すること。
- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- (注) 交付等要綱第6の規定に基づき作成した事業実施計画を添付すること。

## 3 経費の配分

3 胜負の配力	LINE - ANICO - ANICO	4.1-		
	補助事業に要する	負担		
区分	経費	国庫補助金	その他	備考
		(A)	(B)	
	(A+B)			
1. 飼料穀物備蓄対策	円	円	円	
(1) 飼料穀物備蓄				
支援事業費				
アー保管費				
(ア)通常備蓄分				
(イ)拠点・防災				
備蓄分				
イ 利子相当額				
支援費				
(2)配合飼料緊急				
運搬事業費				
ア 配合飼料の輸				
送支援費				
イ 詰替え支援費				
ウ クレーン等の				
借上げ費				
(3)配合飼料安定				
供給支援事業費				
2. 飼料流通合理化対策				
(1) 飼料輸送効率				
化等支援事業費				
(2)粗飼料広域流				
通体制確立事業費				
計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

	「該当なし」の場合は、以下のから該当するものにデエックを入れること。
	免税事業者
	簡易課税制度の適用を受ける者
	地方公共団体の一般会計
	地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法
J	(等) 又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特

定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

- 4 事業の完了予定年月日 ○○年○○月○○日
- 5 添付書類

組織の定款・規約等(公募時と変更がない場合は省略することができる。) その他農林水産大臣が指示する資料

- (注1) この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
- (注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注3) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該 ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができ る。

## 別記様式第2号(第13関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[補助事業者] 殿

所在地 団体名 代表者氏名

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注1) ○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- (注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機 関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをい う。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府 沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び 公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた 者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域 における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

## 別記様式第3号(第15関係)

年度飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金変更等承認申請書

番 号 日

農林水産大臣 殿

所在地 団体名 代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知があった事業について、下記のとおり〇〇(注1)したいので、飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金交付等要綱第15の規定に基づき申請する。

#### 記(注2)

- (注1) ○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- (注2) 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」)と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に記載すること。なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(申請時以降変更のない場合は省略できる。)
- (注3)補助金の額が増額する場合は、本文中の「下記のとおり○○したいので、飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金交付等要綱第15の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり○○したいので、飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金交付等要綱第15の規定に基づき、補助金○○円を追加交付されたく申請する。」とする。
- (注4) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注5) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該 ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができ る。

## 別記様式第4号(第17関係)

年度飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金遅延届出書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地 団体名 代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)ため、飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金交付等要綱第17の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)理由
- 2 補助事業の遂行状況

			Ē	事業の資	遂 行 壮	犬 況		
		〇年〇月	月〇日までに	〇年〇月				
		総事業費	完了	したもの	実施	備	考	
X.	分	松尹未負	事業費	出来高比率	事業費	事業完了	) VA	<i>1</i> 5
		円	円	%	円			

- (注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。
- (注2)補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。
- (注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その 重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資 料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載する こととする。
- (注4) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

## 別記様式第5号(第18関係)

年度飼料穀物備蓄·流通合理化事業費補助金事業遂行状況報告書

番 号 日

農林水産大臣 殿

所在地 団体名 代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金交付等要綱第 18 の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

			事	事業の遂行状況							
			〇年〇月	〇日までに	○年○月○日以降に						
			完	了したもの	実力						
							備	考			
区	分	総事業費	事業費	出来高比率	事業費	事業完了					
						予定年月日					
		円	円	%	円						

- (注1) 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分」に記載された事項 について記載すること。
- (注2) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- (注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その 重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資 料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載する こととする。
- (注4) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

## 別記様式第6号(第19関係)

年度飼料穀物備蓄·流通合理化事業費補助金概算払請求書

年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所在地 団体名 代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金交付等要綱第 19 の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、 年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。(注6)。

### 支払請求額

				既受領	i額	遂行状況報告	今回記	請求額	7	残額		
区	分	補助事業に	国庫補助金				(第 匹	1半期分)			事業完了	備考
		要する経費				年 月 日野	Ī	第四半期		第4四半期	予定年月日	
				金額	出来高	在の出来高	金額	までの予	金額	までの予定		
								定出来高		出来高		
		円	円	円	%		円	%	円	%		
計	+											

- (注1) 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- (注2) 飼料穀物備蓄支援事業費については、飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領(令和4年4月1日付け3畜産第1657号農林水産 省畜産局長通知。以下「実施要領」という。)別紙1第6の3の(1)のエに記載した①備蓄台帳(実施要領別紙1様式第6 号)、②保管経費計算書(実施要領別紙1様式第8号)、③倉庫業者からの請求額が分かる資料を添付すること。
- (注3) 配合飼料緊急運搬事業費については、実施要領別紙1第7の3の(1) に基づく配合飼料緊急運搬事業実施状況報告書(実施要領別紙1様式第12号) を添付すること。
- (注4)配合飼料安定供給連携支援事業費、飼料輸送効率化等支援事業費及び粗飼料広域流通体制確立事業費については、請求額の根拠が分かる資料を添付すること。
- (注5)「金額」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- (注6)下線部は、第18第2項による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

## 別記様式第7号(第20第1項関係)

年度飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金実績報告書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地 団体名 代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった事業について、交付決 定通知の内容に従い実施したので、飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金交付等要綱 第20第1項の規定によりその実績を報告する。

(また、併せて精算額として飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金 円の交付を請求する。) (注3)

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

		補助事業に要した	負 担	区 分		
		経費	国庫補助	その他	備	考
区	分	(A+B)	金			
			(A)	(B)		
		円	円	円		
0000						
0000						
0000						
合	計					

- (注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○ 円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には 「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 4 事業の完了年月日
- ○○年○○月○○日

## 5 収支精算

### (1)収入の部

	区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較	増 減	備考
				増	減	
		円	円	円	円	
1	国庫補助金					
	7. 11h					
2	その他					
	合 計					

## (2) 支出の部

区	分	本年度精算額	本年度予算額	比 較	増 減	備考
				増	減	
		円	円	円	円	
合	計					

(注) 「区分」の欄は、3の表の「区分」の欄に記載された事項を記載する。

## 6 添付書類

- (注1) この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- (注2) 添付書類については、支払経費の内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付する。また、第5第1号の事業にあっては、併せて第1~第3四半期分の保管業者の 受領額及び第4四半期分の保管業者への支払い予定額が分かる資料を添付すること
- (注3) 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載する。
- (注4) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該 ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

## 別記様式第8号(第20第2項関係)

年度飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金年度終了実績報告書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金交付等要綱第 20 第 2 項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

## 補助事業の実施状況

	交付決	定の内	年度内実統	責		翌年度	更実施			
	容									完了予
区 分	補助事	国庫補	(A) のう	概	算 払	(A)	のう	翌年	度繰	定年月
	業に要	助金	ち年度内	受	入済	ち未	支 出	越額		日
	する経		支出済額	額		額				
	費 (A)									
	円	円	円		円		円		円	
翌年度繰越分										
0000										
年度内完了分										
0000										
合 計										

- (注1) 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする(翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。)。
- (注2) 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後 の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- (注3) 繰越しに際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越しに係 るものに分割した場合は、区分して記載すること。

- (注4) 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は 補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承 認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(経費 以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)
- (注5) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該 ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

## 別記様式第9号(第20第4項関係)

年度飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地 団体名 代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった飼料穀物備蓄・流通合理 化事業費補助金について、飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金交付等要綱第20第4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額 金 円 (○○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額(3-2)

を添付すること。

金 円

- (注1) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分
  - (1)消費税確定申告書の写し(税務署受付済のもの)
  - (2) 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
  - (3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
  - (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に 規定する特定収入の割合を確認できる資料

- (注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合に は、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたって は、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資 料と同じ旨を記載することとする。
- (注3) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、 当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略するこ とができる。
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載 (注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定 時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
  - (注1) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署受付済のもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる 書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署受付済のもの)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- (注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合に は、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたって は、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資 料と同じ旨を記載することとする。
- (注3) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、 当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略するこ とができる。

## 別記様式第10号(第27関係)

#### 財 産 管 理 台 帳

### 補助事業者名:

					事業実施	年度:	年度		農林水産省所管補助金:								
事	事	業	Ø	内	容		工	期	経	費の	配	分	処分制	引限期間	処分の	り状況	
業			工種構造		施工箇所		着工	竣工		負	担区	分	耐用	処分制限	承 認	処分の	摘要
区	事業種目		施設区分		又は	事業量	年月日	年月日	総事業費	国庫	自己	その他	年数	年月日	年月日	内 容	
分					設置場所					補助金	負担						
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
  - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記入すること。
  - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
  - 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。